

商用レコードの利用に係る権利に関する諸外国調査 調査結果の概要

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
2024年2月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

世界が進むチカラになる。



調査概要

■ 背景

近年、デジタル・ネットワーク技術の急速な進展に伴い、国際的な調和に留意しつつ、著作物等の利用円滑化と権利者への適切な対価還元をどのように実現するかが重要な課題となっている。「知的財産推進計画2023～多様なプレイヤーが世の中の知的財産の利用価値を最大限に引き出す社会に向けて～（2023年6月9日知的財産戦略本部）」の中では、「我が国が質の高いコンテンツを持続的に生み出していくには、クリエイターが、その能力を主体的に発揮して作品を送り出すとともに、当該作品の利用に応じた適切な対価を得て、それらを基に新たな創作活動へとつながる好循環を機能させていくことが重要である」と指摘され、施策の方向性として「**国際的ハーモナイゼーションの観点等を踏まえながら、クリエイター・制作事業者への適切な対価還元…（略）…について、各分野の実態把握と課題の整理を進める**」と示されている。

レコード製作者・実演家については、以下の権利は付与されていない。

①商業用レコードを用いて、市販CD等を直接的に再生して、店舗・商業施設等で音楽を公衆に聴かせる行為及び

②有線・衛星音楽ラジオ及びインターネット配信等の公衆送信を受信して、音楽を間接的に公衆に聴かせる行為

※なお、商業用レコードを用いて放送や有線放送を行う場合、放送事業者等は、レコード製作者、実演家、著作権者に二次使用料を払う必要あり。

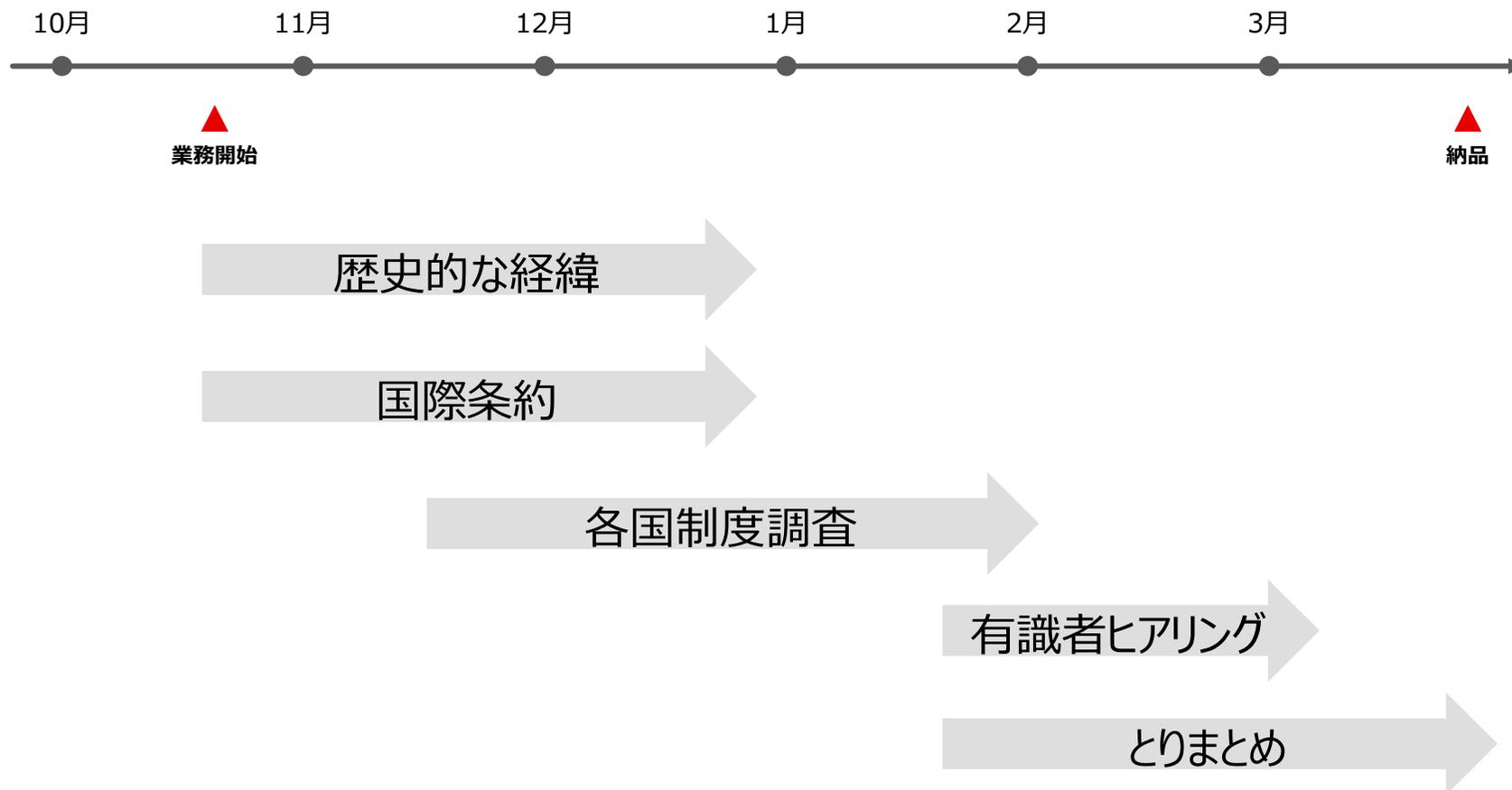
※国際的な動向としては、「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する条約」（ローマ条約）及び「実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約」（WPPT）においては、商業用レコードの利用に係る権利は、放送二次使用料請求権と同様、実演家・レコード製作者を権利者とする報酬請求権として規定されており、現在、全EU加盟国をはじめ、導入している国がある一方で、本規定は留保を付すことが可能であり、我が国では米国と同様、留保を行っており、制度面に違いがある。

■ 目的

以上を踏まえ、今般、この点に着目し、**我が国における音楽著作物、実演及びレコードの保護の歴史と経緯に加え、音楽著作物、実演及びレコードの利用に係る国際条約上の取り扱い、諸外国における法制度や施策の動向等について把握・調査**を行い、著作隣接権上の課題等に対応した制度を検討するための参考とする。

調査スケジュール

- 以下のスケジュールを想定し、現地調査はそれぞれ以下のスケジュールで実施
- 調査対象国はEU、独国、仏国、英国、米国、中国、シンガポール、韓国（本日の発表では米国は省略）



調査項目

章立て（調査項目）は以下の構成を想定。本日は主に第3章・第4章の一部（下線部）についてご紹介。

第1章 背景・目的

1. 目的
2. 調査期間
3. 本調査の対象国・地域
4. ヒアリング調査対象
5. 調査体制

第2章 日本の著作権法における歴史と経緯

1. 著作権法制の歴史的な経緯
2. 音楽分野における保護の経緯

第3章 国際条約

1. 商業用レコードの利用に係る国際条約の概観
2. 各国際条約における商業用レコードの利用に係る規定
 - (1) ベルヌ条約
 - (2) ローマ条約
 - (3) WPPT**
 - (4) 日英・EPA
 - (5) 日EU・EPA

3. 留保の傾向

- (1) 全体的な傾向**
- (2) 留保規定の類型**
- (3) 他国における留保規定

4. 音楽マーケットと留保の状況

第4章 諸外国の状況

1. 商業用レコードの利用に関する著作権法制の規定

2. 各国における徴収・分配の仕組みや工夫

3. ローマ条約・WPPTにおける留保規定
4. 内国民待遇などの状況
5. レコード製作者・実演家の権利に関する国民・利用者の理解
6. レコード製作者・実演家の権利に関する国民・利用者の普及啓発

第5章 まとめ

第3章：国際条約の状況（留保規定とその内容）

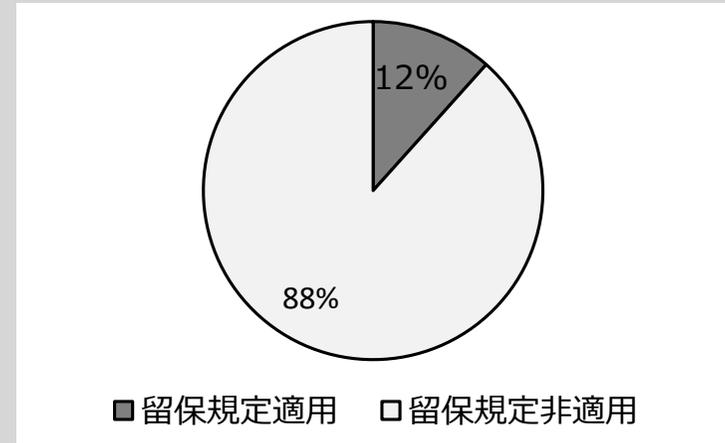
- WPPT第15条第1項では「実演家及びレコード製作者は、商業上の目的のために発行されたレコードを**放送**又は**公衆への伝達**のために**直接**又は**間接**に利用することについて、**単一の衡平な報酬**を請求する権利を享有する」とされている。
- 第15条第1項に関して留保している国は、WPPT締約国のうち12%（112か国中13か国）程度。

WPPTにおける商業用レコードの利用の分類と例

	直接の利用	間接の利用
放送	放送におけるレコードの送信	放送におけるレコードの再放送、有線同時再送信等
公衆への伝達	店舗等 ^{注1} でレコードを再生	レコードを用いた放送・有線放送を受信し店舗等での再生や、オンデマンド・ストリーミング・サービスを通じた、レコードの店舗等での再生

注1) ディスコ、バー、レストラン、地下鉄の駅、スーパーマーケット、その他公衆に解放された場所。
 資料) Jörg Reinbothe & Silke Von Lewinski, The WIPO Treaties on Copyright: A Commentary on the WCT, the WPPT, and the BTAP (2ed. 2015)、『WIPOが管理する著作権及び隣接権諸条約の解説並びに著作権及び隣接権用語解説』（著作権情報センター；2007年3月）、胡雲紅「二次使用料制度に関する研究—中国著作権法における規定の整備を中心に—」横浜国際社会科学研究所 第14巻第1・2号、32-45頁を参考に整理した。

■ WPPT第15条第1項に関する留保規定（同条第3項）適用の有無



分類	留保規定の内容（例）	該当国
第15条第1項非適用型	第15条第1項を適用しない（放送又は公衆への伝達のために直接又は間接に利用することについて、実演家・レコード製作者に報酬請求権を認めない）	中国、インド、ニュージーランド、北マケドニア
第15条第1項条件付き適用型	日本：主に、店舗内でのレコードの再生やオンデマンド・ストリーミング・サービスを通じた、レコードの店舗等での再生に関しては報酬請求権を認めない カナダ：レコードの再送信に関しては報酬請求権を認めない チリ：レコードの直接の使用にのみ報酬請求権を認める。他の締約国のレコードの保護に関しては相互主義を採用する／など	オーストラリア、日本、アメリカ、ベトナム、カナダ、チリ、韓国、ロシア、シンガポール

資料) WIPO「WIPO Performances and Phonograms Treaty」より作成

第4章：諸外国の状況①（概要）

■ 調査対象国におけるレコード製作者・実演家の商業用レコードに関する権利は以下の通り。

		EU	独国	仏国	英国	中国	シンガポール	韓国
WPPT第15条第1項 放送×直接	製作者	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	許諾権	許諾権	許諾権	報酬請求権
	実演	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	—	—	報酬請求権
WPPT第15条第1項 放送×間接	製作者	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	許諾権	許諾権	許諾権	報酬請求権
	実演	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	—	—	報酬請求権
WPPT第15条第1項 公衆への伝達 ×直接	製作者	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	許諾権	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権
	実演	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	—	—	報酬請求権
WPPT第15条第1項 公衆への伝達 ×間接	製作者	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	許諾権	報酬請求権	—	報酬請求権
	実演	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	—	—	報酬請求権
上記の権利について徴収を行う 集中管理団体(CMO)		—	GVL/ GEMA	SPRE	PPL/ PPL PRS	CAVCA	MRSS	総合徴収団 体、KOMCA
実演家・レコード製作者の配分 比率		—	50:50	50:50	50:50	0:100	0:100	50:50
配分比率の根拠		—	CMOの 規定	知的所有権 法典	CMOの 規定	実演家の報 酬請求権なし	実演家の報 酬請求権なし	CMOの 規定
WPPT15条第1項に関する内 国民待遇注1		内国民待遇	内国民待遇	内国民待遇 注2	製作者： 内国民待遇 実演家： 相互主義	内国民待遇 注3	相互主義	相互主義

注1) 内国民待遇 (national treatment) は、WPPT第4条第1項「各締約国は、この条約において特に与えられる排他的権利及び第十五条に規定する衡平な報酬を請求する権利に関して自国民に与える待遇」を他の締結国に与えることを指す。

注2) フランスは欧州委員会の報告書によると相互主義と評価されている。(Study on the International Dimension of the Single Equitable Remuneration Right for Phonogram Performers and Producers and Its Effect on the European Creative Sector- Final Report, Publications Office of the European Unionより)

注3) 中国は一般的には内国民待遇を採っている。ただし、レコード製作者に対して公衆への伝達×直接・間接について報酬請求権を付与しているものの、WPPTでは第15条の権利を完全に留保していることから、相互主義と考えられる。(IFPI資料等を参考)

第4章：諸外国の状況②（徴収・分配スキーム）

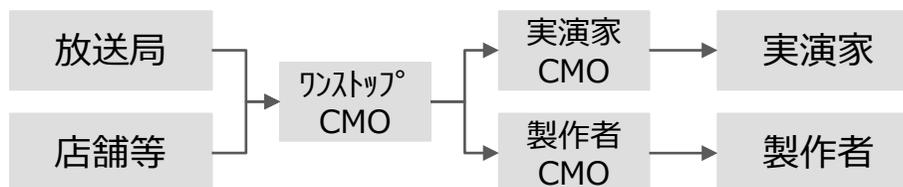
- 店舗等・放送等の徴収については、EUにおいては隣接権のCMOがそれぞれ店舗等に徴収することはない。EUのレポートでは、①合併モデル、②分担モデル、③ワンストップモデル、④混合モデルが紹介されており、徴収にあたって各国の事情にあわせて合理的な手段が取られている。

徴収・分配モデル

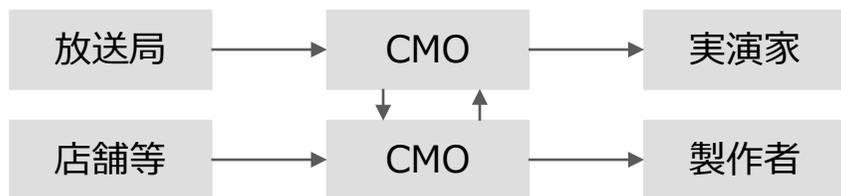
- ①合併モデル：1つのCMOが徴収・分配する
(チェコ、リトアニア、オランダ、スロベニア、フィンランド)



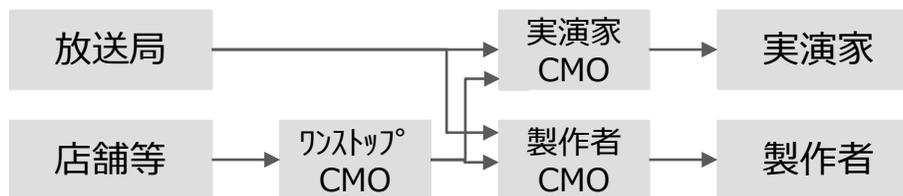
- ③ワンストップモデル：ワンストップ CMO が徴収、各 CMO → 権利者に分配
(ベルギー、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、ポルトガル)



- ②分担モデル：各 CMO が分担して徴収、相互に分配
(エストニア、スウェーデン)

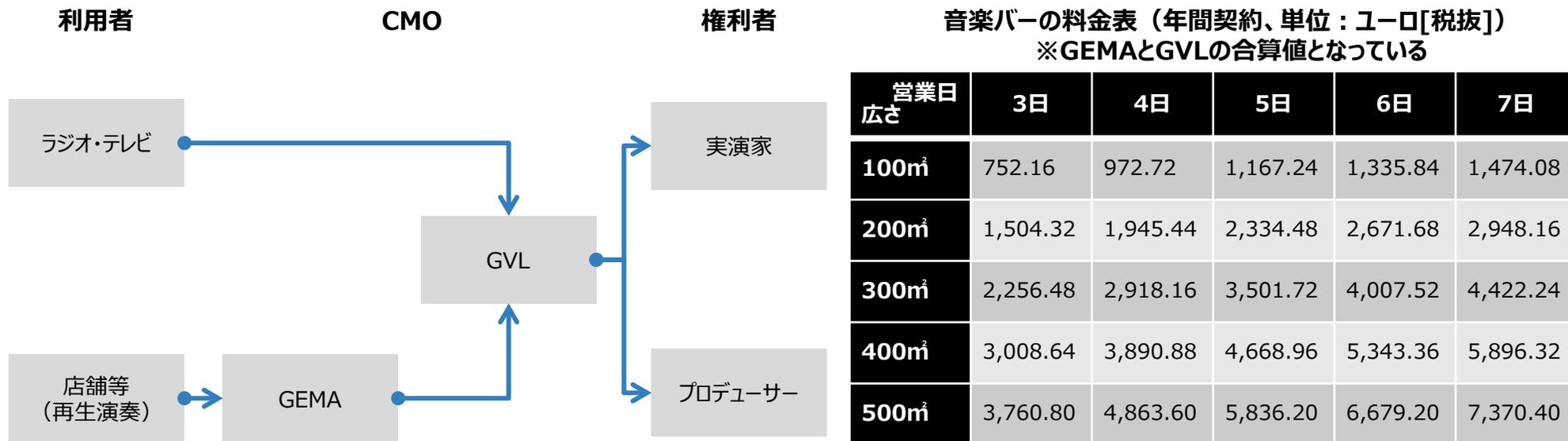


- ④混合モデル：①～③を組み合わせたもの
(ドイツ、アイルランド、イタリア、ハンガリー、オーストリア)



第4章：諸外国の状況③（例：独国）

- 独国では、放送に関する商業用レコードに関する権利は、GVL（隣接権団体）が徴収分配を行っている。店舗等の再生演奏についてはGEMA（音楽著作権団体）に徴収を委託している。GEMAの店舗等の再生演奏に関する料金表はGEMAとGVLの料金表が合算されたものとなっている。
- GVLは年間235.4M€（≒381億円）の収入があり、このうち、ラジオ・テレビ・ビデオクリップが94.7M€（≒152億円）、ウェブキャスティング等を除く公衆への伝達で39.1M€（≒63億円）。ウェブキャスティングは2.3M€（3.7億円）。
- ライセンス料はセクター、用途、利用規模等で分類されている。



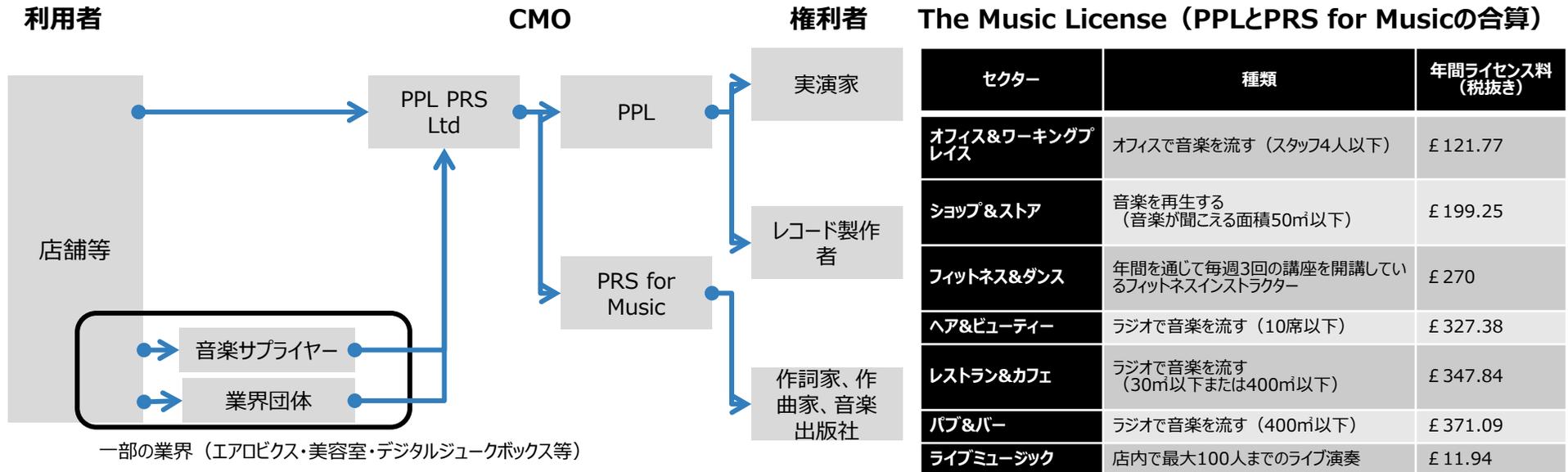
音楽バーの料金表（年間契約、単位：ユーロ[税抜]）
※GEMAとGVLの合算値となっている

営業日 広さ	3日	4日	5日	6日	7日
100㎡	752.16	972.72	1,167.24	1,335.84	1,474.08
200㎡	1,504.32	1,945.44	2,334.48	2,671.68	2,948.16
300㎡	2,256.48	2,918.16	3,501.72	4,007.52	4,422.24
400㎡	3,008.64	3,890.88	4,668.96	5,343.36	5,896.32
500㎡	3,760.80	4,863.60	5,836.20	6,679.20	7,370.40

資料) GEMAの料金表より

第4章：諸外国の状況④（例：英国）

- 英国では、PPL（隣接権団体）とPRS for Music（音楽著作権団体）の徴収を担う合併会社 PPL PRS LtdがThe Music Licenseを運営。同社が再生演奏の徴収を行い、各CMOに分配。
- PPLは年間235.4M€（≒498.6億円）の収入。料金表はPPLとPRS for Musicそれぞれで料金表が公表されており、その合算値を利用者は支払う。各利用者は業界団体でとりまとめられて支払う場合がある。
- ライセンス料はセクター、用途、利用規模等で分類されている。



第4章：諸外国の状況⑤（その他調査国）

■ その他調査国においても、徴収にあたって各国の事情にあわせて合理的な手段が取られている。

	分配の概要
仏国	● 隣接権関連の4団体（ADAMI（実演家）、SPEDIDAM（実演家）、SCPP（レコード製作者）、SPPF（レコード製作者）によりSPREが運営されており、放送／店舗等での再生演奏について一括して徴収し、4団体に分配。
中国	● 店舗等からCAVCAが徴収し、レコード製作者に分配。カラオケ分野のみMCSC経由で音楽視聴覚作品の著作権者に分配。
韓国	● 売場音楽サービスを使用する業種・事業所（ホテル、ショッピングセンター等）：13団体を統合徴収団体に指定（著作権・隣接権団体4団体から委託） ● 売場音楽サービスを使用しない業種・事業所：KOMCA（音楽著作権） ● 統合徴収団体から著作権・隣接権団体4団体を通じて各権利者に分配される。 ※売場音楽サービス：売り場の雰囲気に合わせてカスタマイズされたBGMを配信するサービスを指す。